

令和4年度 麻生総合高等学校不祥事ゼロプログラム

麻生総合高等学校では、「教育委員会不祥事ゼロプログラム作成方針」に基づき、不祥事の未然防止を図るため、次のとおり「麻生総合高等学校不祥事ゼロプログラム」（以下、「不祥事ゼロプログラム」という。）を定める。

1 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長・総括教諭がこれを補佐する。

2 取組課題

- (1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）
- (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
- (3) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止
- (4) 体罰、不適切な指導の防止
- (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- (6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）
- (7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- (8) 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- (9) 財務事務等の適正執行
- (10) 生活指導と生徒支援の一体化による適切な指導支援
- (11) 職員のワークライフバランスの実現と、心身の健康保持

3 目標及び行動計画

- (1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）
【目標】 法令遵守の意識を向上させ、公務外の非行を防止する。また、新規採用職員及び臨時的任用職員・会計年度任用職員への指導を徹底する。
【行動計画】 ①年度初めに「神奈川県公立学校職員の倫理に関する指針」を配付して法令を遵守することなどを再確認する。（4月）
②不祥事防止研修会を実施し、公務内外問わず、常に公務員としての自覚と倫理意識を持ち行動するよう意識啓発を行う。（8・2月）
- (2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止
【目標】 職員同士が互いにしっかりとコミュニケーションをとり、円滑な人間関係を築き、良好な職場環境をつくる。
【行動計画】 ①不祥事防止研修会を実施し、職場におけるハラスメント防止について周知・啓発を行う。（1月）
②職員がその能力を十分に発揮し、いきいきと働けるハラスメントのない職場づくりを推進する。
- (3) 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止
【目標】 何事にも疑義を持たれないよう職員の人権意識を向上する。
【行動計画】 ①不祥事防止研修会を実施し、わいせつ・セクハラ行為防止に関する全職員の意識を高める。（5月）
②研修資料の視聴や自己点検シートの回答を通し、わいせつ・セクハラ行為を絶対に起こさない機運を高める。（5月）
- (4) 体罰、不適切な指導の防止
【目標】 生徒の人権を尊重し、体罰や不適切指導を未然に防止する。
【行動計画】 ①不祥事防止研修会を実施し、体罰、不適切な指導の防止に関する全職員の意識を高める。（7月）
②相手の立場に立った言動を心がけ、指導する際は、必ず複数態勢で臨み、生徒理解に基づく体罰によらない指導を徹底する。

- (5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
【目標】 マニュアルに基づき、点検を確実にを行い、入学者選抜、成績処理及び進路に係る事故を防止する。
【行動計画】 ①定期試験・成績処理に関する不祥事防止研修会を実施し、マニュアルに基づく確実な業務遂行の徹底を図る。(6月)
②入学者選抜に関する不祥事防止研修会を実施し、入学者選抜におけるマニュアルも熟読し、事故防止に努める。(12月)
- (6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策(パスワードの設定、誤廃棄防止)
【目標】 個人情報の適正管理により、流失事故・誤廃棄を未然に防止する。
【行動計画】 ①不祥事防止研修会を実施することで、個人情報の取扱いについて注意すべき具体的な事項を再確認する。(9月)
②不祥事防止研修会を実施することで、データ管理等注意すべき事項を再確認する。(9月)
- (7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
【目標】 交通ルール・マナーを遵守し、違反者を出さない。
【行動計画】 ①交通ルール、マナーを再確認し、実際の場面で活かせるようにする。
②不祥事防止研修会において、運転に際しては時間と気持ちに余裕を持つこと、酒酔い・酒気帯び運転は絶対にしないこと、酒酔い運転の車に乗車しないことを周知徹底する。(11月)
- (8) 業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)
【目標】 業務執行上の事故を未然に防止する。
【行動計画】 ①一人ひとりが、事故不祥事の危険を意識し、業務執行体制を絶えず見直し、2人以上複数回の点検を行う。
②不祥事防止研修会を実施し、風通しの良い職場づくりを推進する。(3月)
- (9) 財務事務等の適正執行
【目標】 私費・県費の会計処理をルールに則り適正に執行する。
【行動計画】 ①不祥事防止研修会を実施し、「神奈川県財務規則」「私費会計基準」に則った適正な会計処理を徹底する。(10月)
②私費の執行にかかる業務は、必ずその都度複数態勢で点検を行う。
- (10) 生活指導と生徒支援の一体化による適切な指導支援と職員の心身の健康保持
【目標】 様々な背景を踏まえた適切な指導支援を外部も含めた協力体制で実施。
【行動計画】 ①教育相談コーディネーター会議による生徒情報と指導支援体制の確保。
②教職員の相談窓口として副校長・教頭への情報集約と定例・必要に応じた面談によるサポート。
- (11) 職員のワークライフバランスの実現と、心身の健康保持
【目標】 教職員の仕事と私生活のバランスの見直しや働き方改革を推進する。
【行動計画】 ①時間内の仕事の効率を上げ、私生活も充実させる工夫を各自で考えて取り組む。
②自身でも心身への負担を管理し、健康を保持するよう努めるとともに、上司や管理職もラインケアを活用し、支援やアドバイスを行う。

4 検証

- (1) 11月に実施状況を確認し、行動計画を修正する必要がある場合は必要な修正を行う。
(2) 年度末に各グループ・各年次による検証、全職員による検証結果を踏まえ、不祥事防止会議で最終検証を行い、次年度のゼロプログラムを策定する。